令和３年１１月

市営葬儀について

泉大津市役所　市民課

０７２５－３３－１１３１

◎市営葬儀について

泉大津市の市営葬儀は、昭和２６年に新生活運動の一環として廉価で荘厳な葬儀を行うことを目的として発足いたしました。その間、自治会をはじめとした関係各種団体等のご協力と市民各位のご理解を得ながら、葬儀の尊厳をそこなうことなく低廉な市営葬儀をモットーに、葬儀内容の改善を図りながら進めてきたところでありますが、更なる市営葬儀の充実を図るため、平成１４年４月１日告別式執行分より市営葬儀の業務を、民間業者に委託して運営を行っています。

今後とも、ご理解とご協力を賜りながら市営葬儀をご利用いただきますようご案内申しあげます。

◎市営葬儀をご利用できる方

亡くなった方又は喪主の方のどちらかが泉大津市の住民であること、かつ、火葬場及び葬儀の場所が泉大津市内であるときに利用できます。

ただし、社葬、各種団体葬及び付近住民の平穏な生活を害し、不安を与えるような葬儀には利用できません。

また、民間葬儀社の会場を使用する場合には、市営葬儀を利用できません。

◎市営葬儀の内容

① 出張葬儀を対象とします。
② 納棺等の取扱
③ ご遺体の搬送（自宅から葬儀式場までの搬送）
④ 祭壇等の飾り付け
⑤ 葬祭用品の使用及び棺箱・葬祭用消耗品の供与
⑥ 葬儀の執行や司会（葬儀は１時間葬で行います）
⑦ 霊柩車によるご遺体の搬送（葬儀式場から火葬場まで）
⑧ 火葬の執行（火葬場使用手数料は別途必要となります）

◎市営葬儀で取り扱わない内容

市営葬儀では、下記の事項についてはお取扱できませんので、ご面倒ですが、ご施主、ご親族で手配してください。

① 寺社及び式場等の手配
② お布施等の費用に関すること
③ 死亡場所（病院等の自宅以外の場所）から自宅までのご遺体の搬送
④ 供花・粗供養の注文
⑤ ご遺影（写真）の引き延ばし
⑥ 礼状（会葬お礼）の印刷
⑦ テント・机・椅子の貸与
⑧ マイクロバスやタクシー等霊柩車以外の車両の手配
⑨ 交通整理（式場周辺）
⑩ ドライアイスの注文（納棺時のドライアイスは市営葬儀に含まれます。それ以外で必要になった場合には市営葬儀に含まれません。）
⑪ お通夜での職員の配置
⑫ 市営葬儀をご利用される場合、水車等の飾付や幕の利用など、民間業者と市営葬儀との併用はできませんので、ご協力ください。

◎市営葬儀及び火葬の料金

祭壇別葬儀使用料		市　民	市民以外
もみじ	大　人	80,000 円	120,000 円
	小　人	70,000 円	110,000 円
れんげ	大　人	30,000 円	50,000 円
	小　人	20,000 円	43,000 円
ゆり	大　人	10,000 円	30,000 円
	小　人	8,000 円	22,000 円

火葬場使用手数料	市　民	市民以外
大　人	20,000 円	60,000 円
小　人	15,000 円	50,000 円

※「市民」とは死亡者が死亡時に泉大津市に住民登録をしていた方で、それ以外については「市民以外」の料金となります。

※大人は１３歳以上の方となります。

※特大棺を使用する場合は別途料金がかかります。

◎市営葬儀の申し込み

平日（午前８時４５分～午後５時１５分の開庁時）での葬儀申込は、市民課で受付します。

閉庁時（土曜日、日曜日、祝祭日午前９時～午後５時の間）市民課窓口にて受付（閉庁時受付担当者）

その他、閉庁時（平日午後５時１５分以降の夜間、及び土曜日、日曜日、祝祭日の午前９時～午後５時以外の時間）は、市役所地階の当直室（電話３３－１１３１）で葬儀日時等の取り次ぎを行います。

なお、火葬場は１月１日と２日は休みとなります。（飾付け業務は、１月２日行います。）

印鑑（認め印可）と葬儀使用料金及び火葬場使用料をご持参のうえ、次のとおり、なるべく早く市民課へ届け出てください。

① 葬儀執行日と時間及び祭壇等の申込（電話での予約は可。ただし、死亡後 24 時間を経過しないと火葬できませんので、申込時はご注意ください。）

◇葬 儀 執 行 時 間（葬儀の終了時間が出棺時間となります。）
９時～１０時　　１０時～１１時　　１１時～１２時
１２時～１３時　　１３時～１４時（各時間一日一回の執行）
※ただし、業者葬と合わせて原則１日４件までの火葬の受付となります。出棺時間が死亡後 24 時間を経過するよう予約して下さい。

② 死亡届の提出（死亡届の届出人と喪主は同一の方でなくてもかまいません。届出資格の有る方が署名しておいて下さい。）

③ 埋火葬許可証の発行を受ける
※この許可証がないと火葬場の使用許可及び火葬の執行が受けられません。

④ 市営葬儀及び火葬場の使用料金の納付
※受付が終了した時に市民課窓口で納付していただきます。

⑤ 受付終了後、市民課から委託業者に葬儀の手配を行います。
※納棺や祭壇の飾り付け等の時間は、委託業者からご連絡します。

◎葬儀執行についてのお願い

① 祭壇は場所をとりますので、祭壇を設置する部屋は整理しておいてください。

② 焼香順位は告別式までに書いておいてください。

③ 告別式（お別れの式を含む）は、１時間以内でお願いします。

④ 出棺時間とは、霊柩車の出発時間をいいます。

⑤ 市が発行した火葬許可書及び火葬場使用許可書は、火葬場到着の際に、火葬場職員に提出してください。

⑥ 祭壇飾り付け完了後から撤収までの間、祭壇及び幕類等の損傷については、喪主側においてその責任を負っていただきます。

⑦ 市営葬儀に従事する係員に対しての「心付け」などは、霊柩車の運転手や火葬場職員を含め、一切必要ありません。

⑧ 葬儀の道案内等のはり紙につきましては、葬儀が終わりましたら撤去してください。

◎火葬場への入所（葬送・お骨揚げ）に際してのお願い

① 施設内においては、必ず係員の指示に従って下さい。
② 施設内での撮影は、禁止いたします。
③ 次のような物は火葬炉を損傷したり、ご遺体の火葬に影響を与える原因となりますので、お棺（柩）の中に入れないでください。
　A．炉内で爆発するもの（スプレー類、瓶類、缶詰類等）・不燃性のもの（茶碗、酒器、果物類）・高熱及び黒煙の発生するもの（スポンジ・ポリ容器類等）・燃えにくく火葬に時間のかかるもの（布団・毛布・書籍等）
　B．ドライアイスは、出棺する時に取り出しておいてください。
　C．ご遺体に人工関節やペースメーカー等の医療機器が挿入されている場合は、その旨を必ず係員に連絡してください。
④ お骨揚げの時間帯については、出棺後、火葬場に到着された際に係員からお伝えいたします。
⑤ お骨揚げについては、時間を厳守して下さい。遅れますと他の利用者のご迷惑となりますのでよろしくお願いいたします。
⑥ お骨揚げの際に衣服が汚れたり、火傷をすることがありますので、必ず係員の指示に従って下さい。

◎その他

① 霊柩車はバン型霊柩車です。
② 通夜式での焼香具等の使用はお申出ください。（市営葬儀の範囲内）
③ 自治会連合会が行っている「葬儀簡素化の申し合わせ事項」を遵守します。

供花取り扱い店（泉大津市内）
【参考】　森口生花店（上之町）０７２５－３２－６９０４

お問い合わせ先　市民課
電話番号　0725-33-1131

市営葬儀を申し込みされた方へお願い

この度は、ご親族がお亡くなりになり、心よりお悔やみ申しあげます。

まず、市営葬儀をご利用されるにあたり、特に、次のことについて遵守されるようお願いします。

◎　市営葬儀では、下記の事項についてはお取り扱いできませんのでご面倒ですが、ご施主、ご親族で手配してください。

・寺社及び式場等の手配

・お布施等の費用に関すること

・死亡場所（病院等の自宅以外の場所）から自宅までのご遺体搬送

・供花・粗供養等の準備等

・ご遺影（写真）の準備

・礼状（会葬お礼）の準備

・テント、机、椅子の貸与

・マイクロバスやタクシー等の車両の手配（霊柩車以外）

・交通整理（式場周辺）

・ドライアイスの注文（納棺時のドライアイスは市営葬儀費に含まれています。

それ以外で必要となった場合には市営葬儀費には含まれません。）

・お通夜における職員の配置

・仏具（線香立て、ローソク立て、木魚等の宗派によって必要なもの）

なお、市営葬儀を利用される場合は、一般民間業者での水車の設置や幕の利用など、民間業者と市営葬儀との併用はできませんので、ご理解賜りますようお願い申しあげます。

◎　お申し込みの祭壇によって下記のお供えが必要ですので、委託業者が飾り付けの準備にお伺いするまでにご用意してください。

	仏式	もみじ	りんご　8個	モナカ又は饅頭　20個
		れんげ	りんご　4個	モナカ又は饅頭　10個
		ゆり	りんご　4個	モナカ又は饅頭　10個
	神式		祭主・神主にご相談ください。	

◎　ご注意

夏・冬にかかわらず、ご遺体が変質しないようドライアイスをお入れください。

（※納棺時のドライアイス10kgと綿花は、委託業者が用意します）

◎　委託業者が納棺・飾り付け等にお伺いする時刻は、後ほど委託業者から連絡いたします。